

砂利採取業者の業務主任者の変更について

産業振興課あてに以下 1.～6. の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

業務主任者の解任のみの変更の場合は、以下 2.～5. の書類は不要です。

なお、合格証は通知文書と併せて簡易書留にてお返ししますので、以下 7.～8. も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 登録事項変更届書 | 1 部 |
| 2. 誓約書（業務主任者名で提出） | 1 部 |
| 3. 業務主任者証明書（事業者名で提出） | 1 部 |
| 4. 新たに任じる業務主任者の住民票(コピー不可) | 1 部 |
| （注）千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。 | |
| 5. 新たに任じる業務主任者の合格証（認定証）(コピー不可) | 1 部 |
| 6. 解任する業務主任者の合格証（認定証）(コピー不可) | 1 部 |
-

7. 470円分の切手を貼付した返信用封筒

（注）A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

8. 10円切手13枚

（注）余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

9. 住民票は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

【作成方法】

1. 登録事項変更届書

(1) 「1 変更事項の内容」の「従前の内容」には、登録されている業務主任者全ての氏名を記載する。「変更後の内容」には、当該変更後の業務主任者全ての氏名を記載する。

(2) 「2 変更の年月日」には、「〇〇年〇〇月〇〇日 ×× ××の業務主任者選任」等のように記載する。

2. 誓約書（業務主任者名で提出）

新たに任ずる業務主任者が2人以上いる場合は、各人それぞれ作成する。

3. 業務主任者証明書（事業者名で提出）

事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれについて記入する。

~~~~~  
記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。

申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

~~~~~  
【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555